令和2年6月1日保健医療部長決裁

1 目 的

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関(原則として、感染症指定医療機関における感染症病床以外の入院病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関における入院病床に限る。以下同じ「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。)において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関とする。

3 事業の内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援する。
- (2)人工呼吸器、簡易陰圧装置及び体外式膜型人工肺(新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場合に限る。)の整備については、新型コロナウイルス感染症患者等発生までの間において、保守点検を行うこと。
- (3) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、 整備する際は参考にされたい。
- (4) 事業実施者においては、整備した医療資器材等を使用できる体制を整えること。

4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、埼玉県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。